

平成29年(ヨ)第651号 高浜原発3, 4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 水戸 喜世子

債務者 関西電力株式会社

## 準備書面(3)

平成29年8月30日

大阪地方裁判所 第1民事部 御中

債権者代理人 弁護士 井戸 謙一

弁護士 河合 弘之

外

### 第1 答弁書中の「第2 債務者の主張」に対する認否・反論

- 1 「1 債務者及び本件発電所」は概ね認める。
- 2 「2 原子力発電の必要性」(6～7頁)について

(1) 債務者は、「我が国が更なる発展を遂げていくためには、安定的で、かつ社会的に負担の少ないエネルギー供給を実現する体制が求められている。」と主張する(6頁2～3行目)。この点については、そもそも地球環境に対する負担を小さくするため、エネルギー消費量自体を減少させる努力の必要を付け加えるべきことを除き、異論はない。

問題は、「安定的で」「社会的に負担の少ない」発電方法は何かであるが、以下に述べるように、それが原子力発電では有り得ない。

(2) 債務者は、原子力発電について、「燃料のウランが政情の安定した国々から輸入されるなど、供給安定性に優れている」と主張する（6頁4～5頁）。

なるほど、原油の輸入は、多くを政情の不安定な中東に依存しているが、火力発電の燃料は、LNG、石炭が大部分であり、石油が占める割合は十パーセント程度にすぎない<sup>1</sup>。LNGの主な輸入先は、オーストラリア、カタール、マレーシア、ロシア等であり、石炭の主な輸入先は、オーストラリア、インドネシア、ロシア等であり、いずれも特段政情が不安定な国ではなく、安定供給に支障を来たす具体的な恐れはない。もとより、再生可能エネルギーは純国産である。そうすると、原子力発電が、火力発電や再生可能エネルギーによる発電に比べて、燃料確保の面において、安定性に優れているとはいえない。

なお、国際情勢にかかわらず安定的に電気を得るという目標をより抜本的に実現するためには、国産のエネルギー源を使ってエネルギー自給率を高めるしかなく、基本的に、再生可能エネルギーによるしかないのである。そのことが可能であることは疎甲46号証（「日本と再生 光と風のギガワット作戦」）のとおりである。このDVDは裁判官は必ず見なければならない重要な証拠である。

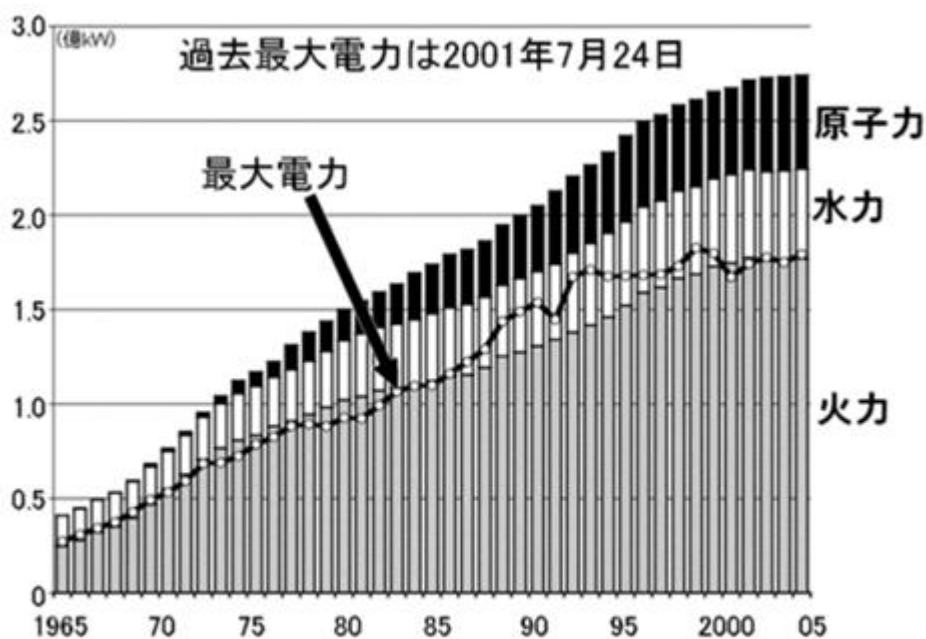
しかも、原子力発電は、過酷事故を起こした場合の被害があまりに深刻であるから、トラブルが起こった時に、トラブルを起こした原子炉だけでなく、同種原子炉のすべてを停止せざるを得なくなり、そのことは、電力供給に深刻な影響を与える。2002年に発覚した東京電力原発トラブル隠し事件では、東京電力は、2003年4月から約20日間、すべての原発を停止せざるを得なかった。福島原発事故の後も、事故を起こした福島第一原発だけではなく、日本中のすべての原発が2013年夏から2015年夏ま

---

<sup>1</sup> 経済産業省資源エネルギー庁が作成した「日本のエネルギー エネルギーの今を知る 20の質問」によれば、2014年度における発電燃料の割合は、LNG46.2%、石炭31.0%、石油等10.6%である。（疎甲第47号証）

での約2年間運転できなかった。今も全54機中5機しか動かしていない。重大事故を起こした時の被害の程度が他の発電方法と比較にならないほど甚大な原発は、問題が生じた時に、容易に再稼働することができないから、結果として、極めて不安定な発電しかできないのである。実は、そのことを一番理解しているのは、電力会社自身である。我が国では、1970年以降、次々と原発が建設され、原発による発電量、設備容量は右肩上がりに増加した。しかし、電力会社は、その分、他の発電方法による設備容量を減少させなかったどころか、火力発電による設備容量を、原発の設備容量と軌を一にして増加させ続けたのである。そのため、福島第一原発事故が起こるまで、最大使用電力が、原発を除く発電施設の設備容量を上回ることはなかった。すなわち、いつの時代も、原発が一機も動かなくても、電力供給に支障をきたすことはなかったのである。この事実は、電力会社自身が、原発の発電が不安定であることを自覚し、すべての原発が動かなくても、電力供給に支障がない体制をとっていたことを意味する。

発電施設の設備容量と最大電力の推移



最大電力が火力+水力の発電能力を超えたことはない。エネルギー・経済統計要覧(1994年版～2009年版)より  
藤田祐幸氏作成。2001年7月24日は1億8269万kW。

このように、原発は、供給安定性に優れているどころか、むしろ極めて不安定なのである。

更に、核燃料サイクルの計画も頓挫している上、高レベル放射性廃棄物の処分方法は、今現在でも全く見通しが立っていない。既に、六ヶ所再処理工場の使用済み燃料プールは満杯であり、各原発サイトの使用済み燃料プールも大部分が埋まっており、どの原発も、運転を開始すれば、数年で使用済み燃料プールは満杯になると言われている。「トイレなきマンション」問題が解決されない限り、原発は早晚稼働を止めざるを得ないのであり、このような出口のない、問題を先送りしているだけの発電方法をもって、電力の安定供給に資するとは到底いえない。

- (3) 債務者は、「原子力発電による二酸化炭素排出量は化石燃料を用いた場合に比して著しく少ない。」と主張する（6頁4～5頁）。

債務者が主張するように、原子力発電は、「発電時」には二酸化炭素を排出しない。しかし、ライフサイクルで評価すれば、原子力発電は、ウラン採掘時、原発建設時、廃炉作業時等に電力及び化石燃料の大量・長期間使用により莫大な量のCO<sub>2</sub>を発生させる。それに加え、原発の運転は、CO<sub>2</sub>の代わりに、膨大な量の死の灰を生み出し<sup>2</sup>、膨大な温排水で海洋の生態系を破壊する<sup>3</sup>。原子力発電が環境に与える負荷は、他の発電方法よりも大きいことは明白である

---

<sup>2</sup> 100万キロワット級の原発1機が1年運転すると、広島原発1000発分の死の灰を生み出すと言われている。

<sup>3</sup> 100万キロワット級の原発1機は、運転中、毎秒、周辺の海水よりも7度高い温排水を70トン排出する。このことが地球の温暖化に与える影響は深刻である。

(4) 債務者は、原子力発電のコストは火力発電等に比して「遜色ない水準である」と主張する。さすがに、他の発電方法に比して「安価である」とは主張できなくなったようである。

ア まず、原発の発電に要する費用を算定するに当たっては、①発電に直接要する費用（燃料費、減価償却費、保守費用等）の他、②バックエンド費用（使用済燃料再処理費用、低レベル等放射性廃棄物処分費用、廃炉費用）、③国家からの資金投入（財政支出：開発費用、立地費用－立地自治体への各種補助金、財政援助。いわゆるバラマキ補助金。建設後も続く）、④事故に伴う被害と被害補償費用を総合的に加算する必要がある。

イ 立命館大学の大島賢一教授の計算によると、④事故に伴う被害と被害補償費用を除く、①ないし③のコストを総合した場合の電源別の単価（1970年～2007年）は、以下のとおりである（疎甲第48号証20頁 単位：円/kWh）。

・原子力	10.68
・火力	9.90
・水力	7.26
・一般水力	3.98
・揚水	53.14
・原子力+揚水	12.23

なお、「揚水発電」とは、夜間に余剰電力を使って下流のダムから上流のダムに水をくみ上げておき、昼間の電力ピーク時に放水して発電するものであるが、揚水発電は、出力調整できない原発を稼働させ続ける結果、必然的に生じる夜間の余剰電力の受け皿として原発とセットで増設されてきたものであるから、原発の発電コストには、揚水発電のコストも含めるべ

きである。

ウ 上記の計算結果から明らかなように、③国家からの資金投入（財政支出：開発費用，立地費用）までを含めた総合的なコストを見た場合，原発の発電コストは単独でも10.68円と水力や火力より高く，「原子力+揚水」の発電コストは12.23円と一層高い金額となっている。

エ 更に，発電単価の計算に当たっては，劣化ウラン，減損ウランの処理，MOX使用済燃料の再処理，高レベル放射性廃棄物の地層処分等の費用は計算に入っていない。また，福島原発事故に伴う被害と被害補償費用も含まれていない。福島原発事故によって生じた廃炉，除染，損害賠償費用は，経産省の見積で2兆5000億円以上（疎甲第49号証），民間シンクタンクである「日本経済研究センター」の試算で7兆円以上という巨額に及ぶのである（疎甲50号証）。ちなみに我が国の昨年度の一般会計税収は約5兆円，本年度の一般会計予算は約1兆円である。これらと比較するといかに大きな被害額かが分かる。

オ また，福島原発事故後の規制強化で，原発の建設コストは，世界中で大幅にコストアップしている。今や，100万キロワット級の原発1機の建設費用は1兆円を超え，イギリスのヒンクリーポイント原発では1兆2000億円を超えると見込まれており（疎甲第51号証），原発のコストアップは顕著である<sup>4</sup>。これが東芝をはじめとして，アレバ，三菱重工，日立の苦境を招いているのである。

カ このように，原発は，事故に伴う事後処理と被害補償費用，高レベル放射性廃棄物の地層処分等費用を除いても最も発電コストの高い発電方法であり，これらの費用を含めれば，なおさら，抜きん出て発電コストの高い発電方法であることは明らかであって，原発には何らの経済性も認められ

---

<sup>4</sup> 福島原発事故前，日本で100万キロワット級の原発1機の建設費用は4000億円程度であった。

ない。

キ 他方で、原発よりも割高だと言われていた再生可能エネルギーによる発電は、技術革新が格段に進んで急速にコストダウンしている。既に、太陽光発電は化石燃料による発電よりも大幅に安価になっており、アラブ首長国連邦のアブダビ首長国で太陽光発電事業に乗り出した丸紅は、1 KWh 時 2.42 セントで事業を落札した（疎甲第 52 号証）。経産省が原発の発電コストとして主張する金額の約 4 分の 1 である<sup>5</sup>。フランスの大手電力会社エンギーは、2025 年までに太陽光発電のコストは 1 KWh = 1 セントにまで低下すると予測している（疎甲第 53 号証）。原発のコストが高いか安いかを議論すること自体が馬鹿馬鹿しくなる時代が、もうそこに迫っているのである。

(5) 債務者は、原子力発電の必要性について、「供給安定性」「環境性」「経済性」において優れているとだけ述べる（6 頁 8～9 頁）。日本社会の電力需要を満たすために必要だとは述べない。そうなのである。日本では、電力供給のために原発は全く必要がない。そのことは、すべての原発が停止していた 2013 年夏から 2015 年夏までの 2 年間、日本の電力供給に全く支障がなく、どの電力会社も十分な供給余力を残していた事実が明らかにした。ミサイルに狙われ、万が一のときには日本の国が崩壊するような危険を冒してまで原発を運転する必要性は全くないのである。

3 「3 人格権に基づく差止請求の要件としての「具体的危険性」及び主張疎明責任」について

(1) 債権者が人格権侵害の「具体的危険」の存在について主張疎明責任を負うことは認める。しかし、次の点に留意されるべきである。

すなわち、人格権侵害の具体的危険の有無は、侵害の態様（被侵害利益の重要性、被害の広範性、永続性、深刻さの程度等）を考慮に入れて判断され

---

<sup>5</sup> 1 セントは約 1.1 円

るべきである。この点、ドイツの通説・判例では、危険の有無は、被侵害利益が重大であればあるほど損害発生の蓋然性は僅かでもよいとする反比例方式によって判断されていること（疎甲第54号証）が参考になる。また、瀬木比呂志明治大学法科大学院教授が、伊方原発3号機の運転差止め仮処分申立事件についてなされた広島地裁平成29年3月30日決定に対する意見書において、人格権侵害の具体的危険が存在することの「疎明の程度については、生命や身体への大きな侵害の危険性が存在する本件のような事案においては、通常のスル明よりも軽いもので足り、債権者住民側は、人格権侵害の具体的危険性が一応存在することの疎明に成功しさえすれば、疎明を尽くしたものと評価すべきである。」と述べておられる（疎甲第55号証）ことも参照されるべきである。

なお、原発に要求される安全目標は、 $10^{-4}$ または $10^{-5}$ という（疎甲第77号証「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」抜粋 原子力規制委員会作成）。すなわち原発一機につき、1万年または10万年に1回しか起きないような事象（例えば巨大津波、巨大地震）に遭っても重大事故を起こさないような安全度の設計をせよということである。原発に要求される安全度とはかくも高度なのである。通常の危険施設（石油備蓄タンク、化学工場、花火工場、大型ダムなど）に要求される安全度とは数桁違う。それは原発重大事故の被害が空間的にも時間的にも無限定で桁違いに大きく深刻だからである。よって、「具体的危険」とは、そのようなものであると考えなければならない。

- (2) 債務者は、債権者が主張疎明すべき事項として、「①北朝鮮が本件発電所をミサイル攻撃の対象として選定し、②このミサイル攻撃を実行に移す具体的かつ現実的な危険が切迫していること、③仮にこのミサイル攻撃が実行に移されたとした場合、本件発電所に命中する蓋然性が高いこと、④仮に攻撃が命中したとした場合、本件発電所のどの設備にどのような被害が発生し、



その結果、どのようにして債権者の人格権が侵害するのかについて、具体的な主張疎明をするべきと主張する。

しかし、ミサイルが本件原発若しくはその周辺に着弾したときの被害が極めて甚大であること、及び本件発電所の運転を続けることによって債務者の経営に短期的利益を生み出すかもしれないが、公共の利益は皆無であるか、無きに等しいこと等の事実を鑑みるときは、債権者が、①北朝鮮が、日本をミサイル攻撃の対象国の一つとして選定することがあり得、かつ、その場合に候補として考えられる攻撃場所の一つとして本件発電所があり得ること、②昨今の国際情勢の流動性（米朝の脅し合い等）から、北朝鮮が他国に対するミサイル攻撃を実行に移す具体的な危険があり得ること、③仮にこのミサイル攻撃が実行に移されたとした場合、本件発電所又はその周辺に着弾する可能性があること、④仮に、ミサイルが本件発電所施設に命中し、あるいは、その周辺に着弾した場合、債権者の人格権が侵害される具体的な危険があり得ることの疎明に成功すれば、本件仮処分申請は認容されるべきである。

現在の情勢を具体的に考えてみよう。北朝鮮の警告にもかかわらず、アメリカと韓国は、8月21日から11日間の日程で合同軍事演習を大々的に行っており、北朝鮮は強く反発している。金正恩委員長は、グアム近海に弾道ミサイル4発を撃ち込む計画をとりあえず留保しているが、それに応じてアメリカが譲歩の姿勢を見せなければ、メンツをつぶされた金正恩委員長は、グアムへのミサイル発射計画を実行に移さざるを得なくなるかもしれない。そのような事態になれば、トランプ大統領が報復として北朝鮮攻撃に乗り出すことは十分ありうる事態である。アメリカの圧倒的な武力に攻撃されれば、北朝鮮が、その反撃として狙うのは韓国であり、日本であり、ミサイルを撃ち込むことによって最も大きな効果をあげ得る対象は、原子力発電所である。現在、アメリカも北朝鮮も、相手の腹を読みながら、ぎりぎりの綱渡りをしている。その腹を読み間違えたとき、あるいは、何らかの突発的な事態が生

じた時、誰もが望まなくても、一気に破局が生じ得る。今の情勢は、その瀬戸際にあるというべきである。

「金正恩もトランプも口先だけで実際に武力行使はしない」、「韓国と中国が猛反対しているので米国は武力行使はできない」、「北朝鮮は戦争になれば体制崩壊しかねないのでミサイル攻撃はかけてこない」、「北朝鮮の相手は米国であって日本ではないから日本は大丈夫」等々の議論は楽観的にすぎ、原発を止めておくべきかという場合の議論としては不適切である。本来原発は、重大事故の危険が1万炉年又は10万炉年に1回以下でなければ運転を許されないのである。しかし、今、ミサイルが原因で本件原発が重大事故を起こす危険性は、とてもそのようなレベルに収まるものではない。

4 答弁書 第2, 4, (1) は認める。

5 答弁書 第2, 4, (2) は法的解釈であり認否の限りでないが、破壊措置命令の常時発令の根拠条文については債権者の第3準備書面において詳述した。

6 答弁書 第2, 4, (3) については争う。

債務者は、北朝鮮のミサイル発射は「実験」であるから問題がない（危険は迫っていない）かのごとき主張（ア）をするが、「演習」、「訓練」から実践に意図的または勢いで発展することが多いことは歴史の教える所である。「実験」であって問題がないというなら、なぜ日、米、韓がこのように危機意識を持つのか。なぜ破壊措置命令が常時発令されているのか。また債務者は「ミサイル攻撃が日本の領土に及び、被害が発生した事実もない」から問題がないかのごとく主張するが、本件原発所在地を含む日本の領土に及び、被害が発生してからでは遅いから、債権者は問題視し、本件原発の運転を止めよと主張しているのである。まして、本年7月28日のミサイルは日本の領土たる奥尻島からわずか150kmの排他的経済水域に着弾しているのである。そして、本年8月8日には北朝鮮はグアム島の周辺にミサイルを着弾させることを検討している、そのミサイルは島根、広島、高知の上空を通過すると発表したのである。債務者の主張は「楽観的」すぎる。

(3) イにおいて、債務者は事態対処法、国民保護法に言及し、武力攻撃事態等の枠組が始動していないからまだ原発を止めるなどの処置をしなくて良いと主張している。しかし、債務者はそのすぐあとで「これに対し、債権者が指摘する自衛隊法82条の3第1項に基づく破壊措置命令は、弾道ミサイルが飛来するおそれがある場合又は現に飛来した場合であっても、その意図や目的が特定できない場合など、武力攻撃事態であると判断できない場合もあり得ることから、武力攻撃事態が認定されていない場合においても、弾道ミサイルが飛来し、日本に着弾すれば国民の生命と財産に被害が生じる可能性があるという事情さえあれば、防衛大臣が弾道ミサイル等の破壊措置をとるべき旨を命ずることができるというものとされている」と主張している。債権者はその主張を認める。まさにそのとおりなのである。

ミサイル（特に北朝鮮からの）は、発射後7～10分で我が国に着弾する（公知の事実）。ミサイル攻撃はそのように超短時間内に対処する必要がある攻撃である。ある程度の時間の余裕をもって対処できる一般的な武力攻撃を前提とした「事態対処法」では対応できないので、自衛隊法82条の3の破壊措置命令制度を創設したのである。だから債務者がいかに「事態対処法」の枠組は始動していないと強調しても無意味なのである。債権者はまさに「弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害」が発生する危険があるから、そしてその証拠として政府が破壊措置命令を常時発令しているから、本件原発を止めよと主張しているのである。

債務者は(3)ウにおいて、北朝鮮も加入している「1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）」（以下、ジュネーヴ条約追加議定書という）において原則として原発を攻撃することを禁止しているから北朝鮮が原発をミサイルで攻撃するおそれは今はないかのごとく主張する。しかし、これは「窃盗は刑法で禁止されているから悪人も窃盗をしない」というに等しい気安めである。テロリストや独裁者など無法

者に対して法は抑止力たり得ない。特に国際公法の世界では裁判や強制執行が有効ではないので、なおのことである。

また、債務者は日本は2段構えのミサイル迎撃システムを備えているから今は危険ではないかのごとく主張する。しかし、その迎撃システムがぜい弱であり、政府もそれ（完璧でないこと）を認めていることは申立書において詳述した。北朝鮮のミサイルの進歩（移動式発射台、同時多数発射、ロフテッド軌道、深夜発射、奇襲攻撃可能など）に日本の迎撃体制は追いついていない。

債務者は（4）小括において（i）北朝鮮が本件原発をミサイル攻撃の対象として選定し、（ii）このミサイル攻撃を実行に移す具体的かつ現実的な危険が切迫しているとの主張・疎明がないと主張している。

債権者は北朝鮮が本件原発をミサイル攻撃の対象として現に選定しているとは主張していない。選定する恐れが強いと主張しているのである。その理由は準備書面（4）において詳述する。しかもその恐れは原発一般に必要とされる安全目標（註1） $6 \times 10^{-4}$ または $10^{-5}$ （1万炉年に1回乃至10万炉年に1回）をはるかに超えていることは自明である。その程度はどれくらいかという、政府が「ミサイルが我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命または財産に対する被害を防止する必要がある」と認定し、破壊措置命令を常時発令する程度に危険だということである。原発を止めるべき危険度としてこれで十分である。上記（ii）の主張に対する反論はすでに詳述（7，8頁）した。

---

6 疎甲第77号証の下線部分参照。定量的な安全目標はいまだ新規制基準には採用されていないが、将来目指すべきものとされている。その数値は、炉心損傷は1万炉年に1回（ $10^{-4}$ ）、格納器破壊は10万炉年に1回（ $10^{-5}$ ）、敷地外への放射性物質大量放出は100万炉年に1回（ $10^{-6}$ ）とされている。原発に要求される安全度はかくも高度なのである。

ひるがえって、本件原発が北朝鮮のミサイルにより攻撃される確率を考えると1万～100万炉年に1回などとは到底考えられず、それよりもずっと高い確率だと考えなければならない。

7 答弁書 第2 5について

債務者は事態対処法、国民保護法についてるる主張するが、前述（前頁）のとおり、ミサイル攻撃の特殊性（①発射後、超短時間で着弾する②予知が困難等）に鑑み、事態対処法、国民保護法の枠組みとは別のミサイル破壊措置命令制度という枠組が創設されたのであるから、本件は事態対処法、国民保護法の枠組とは無関係である。無関係な枠組を主張することは無意味である。債務者は無関係なことを主張してごまかそうとしているのである。

8 答弁書 第2, 6のテロリズム対策について

6において債務者は大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して対策を持っており、それを活用するからミサイル攻撃に対処できるかのごとく主張している。

しかし、北朝鮮のミサイル攻撃はテロリズムではなく戦争行為である。テロと戦争行為はその規模、威力において格段の差、質的な差があるので、その対策を流用できない。そもそも大型航空機とミサイルではそのスピード（マッハ1以下とマッハ20～25）、衝撃力、破壊力（爆弾の有無）、迎撃の難易度などでおおよそ比較の限りでない。

よって大型航空機対策をミサイル対策に流用するなどというのはおよそ頼りにならない貧弱な対策である。債務者は大型航空機衝突対策では可搬型機器（消防車やクレーン等）による対応を中心とすると述べるが、ミサイルが衝突し、爆弾が破裂し、火の海となっているであろう現場でそれらを使用できないおそれは極めて高い。大型航空機衝突対策を活用（流用）してミサイル攻撃対策をすると述べることは債務者がミサイル攻撃に対して有効な対策を有していないことの自白である。

9 答弁書7の結語は争う。

以上